

引揚者に対する援護基準

	昭和48年3月7日	47民福援第1614号
改正	昭和55年6月27日	55民福援第15号
改正	昭和61年10月30日	61福福援第688号
改正	昭和62年4月13日	61福福援第1316号
改正	昭和62年6月18日	62福福援第355号
改正	平成21年3月31日	20福保生生第1053号
改正	平成24年4月1日	23福保生生第1067号
改正	平成26年10月1日	26福保生生第483号
改正	平成30年4月1日	30福保生計第3号

第1 目的

東京都における引揚者等に対する援護の充実を図るため、引揚者等に対する援護基準を定める。

第2 対象者

この基準による援護の対象者は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年4月6日法律第30号。以下「法」という。）第2条第1項及び第6条第2項に定める中国残留邦人等及びその親族等、又は次の各号に掲げる通知に基づき厚生労働省が引揚援護措置の対象とする引揚者であって、永住帰国後都内に帰住を希望するもの及び他の道府県に帰住しその後都内に居住したものとする。

- 1 引揚者の上陸地における応急援護業務について（昭和35年6月22日付援発第440号厚生省引揚援護局長通知）
- 2 在韓邦人の帰国に伴う援護について（昭和44年4月11日付社保第95号厚生省社会・児童家庭・援護局長連名通知）

第3 援護の内容

1 上陸地への出迎え等

第2に定める対象者（他の道府県に帰住しその後都内に居住した者を除く。）のうち、国庫による旅費負担により本邦に上陸したものに対して、必要に応じて上陸地又は首都圏中国帰國者支援・交流センター一定着促進事業宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に福祉保健局職員を派遣し、出迎えを行うとともに、都内帰住地への移送介護を行う。

2 帰還祝品の支給

- (1) 第2に定める対象者のうち、法第7条による自立支度金の支給を受け、かつ、永住帰国後都内に帰住したもの（永住帰国後他の道府県に帰住しその後都内に居住した者を除く。）に対して、予算の範囲内で帰還祝品を贈呈する。
- (2) 帰還祝品は、原則として(1)に定める対象者及び同伴帰国する親族等一人につき布団類一組とする。

3 都営住宅のあっせん

- (1) 第2に定める対象者で永住帰国後直ちに若しくは宿泊施設を退所後に都内に帰住を希望する者、又は永住帰国後直ちに若しくは宿泊施設を退所後に都内の病院等に入院し、退院後に都内に帰住を希望する者のうち、都営住宅に入居を希望するものであって、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号。以下「条例」という。）第6条第1項第2号から第5号まで及び同条第2項の規定を満たしているものに対し、割当戸数の範囲内で、1世帯につき1住宅の入居のあっせんを行う。
- (2) (1)のあっせんを行ってもなお割当戸数に余りが生じた場合は、第2に定める対象者のうち、法第14条第1項に定める支援給付を受給している特定中国残留邦人等又は法第15条第1項に定める配偶者支援金を受給している特定配偶者であって、条例第6条第1項、第2項及び第5項の規定を満たしているものに対し、入居のあっせんを行う。

なお、実施に当たって必要な事項は、別に定める。

第4 その他

この基準の実施に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則（昭和48年3月7日47民福援第1614号）
この要綱は、昭和48年3月7日から施行する。

附 則（昭和55年6月27日55民福援第15号）
この要綱は、昭和55年6月27日から施行する。

附 則（昭和61年10月30日61福福援第1316号）
この要綱は、昭和61年10月30日から施行する。

附 則（昭和62年4月13日61福福援第1316号）
この要綱は、昭和62年4月13日から施行する。

附 則（平成21年3月31日20福保生生第1053号）
この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成24年4月1日23福保生生第1067号）
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日26福保生生第483号）
この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日30福保生計第3号）
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。